

## 那覇市自主防災組織育成指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び那覇市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 住民組織

自治会、町内会並びに小学校区及び中学校区等の地域住民等により自主的に結成された組織をいう。

#### (2) 自主防災組織

地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、災害時及び平常時に活動するため住民組織が自主的に結成し運営する組織をいう。

### (認定の基準)

第3条 市長が認定する自主防災組織（以下「認定自主防災組織」という。）の基準は、次の各号のいずれにも適合することとする。

#### (1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 1つの住民組織を単位として結成された自主防災組織

イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、その効果的な運営を図るため、2以上の住民組織を統合して結成された自主防災組織

(2) 災害時及び平常時において、消火班、救護班、避難誘導班、給食給水班等を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する自主防災組織であること。

### (育成指導方針)

第4条 市は、自主防災組織の育成について、住民組織の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 市は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

### (自主防災組織の名称)

第5条 自主防災組織の名称には、自主防災会と言う文字を用いるものとする。

### (結成の指導)

第6条 市は、自主防災組織の結成に係る指導に際しては、住民組織との交流の機会を積極的に活用し、防災研修、講話等を通じて、地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条に規定する認定自主防災組織の基準に適合する組織となるよう当該組織に指導するものとする。

### (結成の届出)

第7条 市は、住民組織が自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成(変更)届出書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るよう指導するものとする。

- (1) 自主防災会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 自主防災組織の活動に係る地域図

(認定)

第8条 市長は、住民組織から自主防災組織結成(変更)届出書の届け出があり、第3条に規定する基準に適合する自主防災組織であると認めた場合には、那覇市自主防災組織認定証(第2号様式)を当該組織に交付するものとする。

(変更届)

第9条 認定自主防災組織の代表者は、次のいずれかに該当するとき、自主防災組織結成(変更)届出書を市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織の名称を変更したとき。
- (2) 自主防災組織の所在地を変更したとき。
- (3) 自主防災組織の代表者の氏名又は住所を変更したとき。
- (4) 加入世帯数等を変更したとき。

(活動の指導)

第10条 市は、自主防災組織活動に係る指導について、その実効を期すため自発的な活動を行うよう計画的に働きかけ、当該組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(台帳)

第11条 認定自主防災組織管理台帳(第3号様式)は、総務部総務課市民防災室において備えて置くものとする。

(庶務)

第12条 自主防災組織の育成及び指導に関する庶務は、総務部総務課市民防災室にて処理する。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

那覇市長 様

組 織 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 \_\_\_\_\_

### 自主防災会結成（変更）届出書

自主防災組織を結成（変更）したので、次のとおり届けます。

1	組織名称	
2	組織所在地	
3	組織連絡先	
4	自主防災組織 加入世帯数	世帯 名
5	結成年月日	年 月 日
6	添付書類	(1) 自主防災会規約 (2) 役員名簿 (3) 組織図 (4) 自主防災組織の活動に係る地域図
7	変更内容 変更届の場合 記入	組織の名称変更 代表者の変更（氏名、住所など）
		組織の所在地変更 加入世帯の変更

変更内容に応じた箇所を、「レ」にて記入してください。

## 那覇市自主防災組織認定証

様

那覇市自主防災組織育成指導要綱第 8 条の規定に基づき、貴会を第 号自主防災組織と認定します。

年 月 日

那覇市長

印

## 認定自主防災組織管理台帳

認定番号	(ふりがな) 自主防災組織名		結成年月日
	( )		
所在地		連絡先	
構成世帯数			
現在 世帯	現在 世帯	現在 世帯	現在 世帯
現在 世帯	現在 世帯	現在 世帯	現在 世帯
代表者氏名・連絡先			
更新日	氏名	住所	連絡先
備考			

(添付書類 例1)

自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、 自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地及び活動範囲は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、 自治会事務所内とし、 自治会の範囲とする。
- (2) 災害時は、 自治会事務所内とし、 地区(本庁地区など)とする。

(目的)

第3条 本会は、 自治会住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地域の災害危険箇所及び区域の把握に関すること。
- (3) 災害等に対する災害予防に関すること。
- (4) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出救護、給食給水等の応急対策に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 防災資機材等の整備に関すること。
- (7) 他組織との連携に関すること。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 本会は、 自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監査役 2名
- (4) 防災委員 若干名
- (5) 班長 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は会長が指名した者とする。

- 3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

( 役員の責務 )

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、平常時の予防活動及び災害等の発生時における応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 監査役は、本会の運営に伴う経費の監査事務を行う。
- 4 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動を専門的に行う。
- 5 班長は、災害等の発生時における担当班の活動に対する指揮監督を行う。

( 会議 )

第8条 本会の活動を推進するため、総会及び役員会を置く。

( 総会 )

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 活動計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、総会で特に必要と認める事項に関すること。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

( 役員会 )

第10条 役員会は、会長、副会長、防災委員、班長によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

( 防災計画 )

第11条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 災害等の発生時における本会の組織編制及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 災害危険箇所及び危険区域の把握に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関する事。

(5) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出救護、給食給水、災害弱者対策、防災資機材の整備・管理及び他組織との連携に関する事。

(6) その他必要な事項に関する事。

(会計)

第12条 本会の運営に要する経費は、自治会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 会計監査は、自治会会計監査に含めて行う。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う事ができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

## 附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。



( 添付書類 例 2 )

自主防災会役員名簿

役 職 名	氏 名	住 所	連 絡 先	備 考
会 長				
副 会 長				
副 会 長				
監 査 役				
監 査 役				
防 災 委 員				
情 報 連 絡 班 長				
情 報 連 絡 班 長				
情 報 連 絡 班 長				
初 期 消 火 班 長				
初 期 消 火 班 長				
初 期 消 火 班 長				
救 出 救 護 班 長				
救 出 救 護 班 長				
救 出 救 護 班 長				
避 難 誘 導 班 長				
避 難 誘 導 班 長				
避 難 誘 導 班 長				
給 食 給 水 班 長				
給 食 給 水 班 長				
給 食 給 水 班 長				

(添付書類 例3)

自主防災会組織図

	構成員	氏名	災害時の任務
本 部	・会長		1 被害状況の把握
	・副会長		2 各班への災害応急活動の指示
	・監査役		3 防災関係機関への情報提供
	・防災委員		4 防災関係機関との連絡調整
			5 避難場所の運営・管理への協力

【 災害時の任務 】

【 平常時の任務 】

情報伝達班	班長氏名	1 災害情報の収集活動	1 防災意識の啓発活動（災害情報配信） 2 防災知識の普及活動（研修会など） 3 情報伝達訓練の実施
		2 避難情報等の伝達活動 3 被害状況の把握 4 防災関係機関との連絡調整	
初期消火班	班長氏名	1 火災の警戒・出火防止活動	1 火気使用の安全対策の普及・啓発 2 家庭での消火方法の普及・啓発 3 消火器具の取扱などの消火訓練の実施
		2 初期消火活動 3 防災関係機関が行う消火活動への協力	
救出救護班	班長氏名	1 負傷者の救出活動	1 救出救護活動に必要な資機材整備 2 救出救護活動に必要な技術研修 3 救出救護活動に必要な知識習得 4 災害弱者への支援方法の検討
		2 負傷者の手当・搬送等の救護活動 3 負傷者の発生状況等の把握 4 災害弱者等の安全確認及び支援	
避難誘導班	班長氏名	1 避難経路の安全確認及び選定	1 地域内の危険箇所調査と安全対策 2 避難場所への経路確認 3 避難訓練の実施 4 避難場所の運営検討
		2 避難場所への誘導 3 避難者の把握 4 避難場所の運営・管理への協力	
給食給水班	班長氏名	1 炊出しの実施	1 家庭内での食料等の備蓄推進 2 災害時の支援物資の配給方法の検討 3 炊出し訓練の実施
		2 災害弱者への優先対応 3 防災関係機関等が行う給食給水活動への協力	